

# 島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

## 第1回会議 議事要旨

開催日時	令和3年8月2日(月) 午前10時32分～午後12時00分		
開催場所	松江地方合同庁舎 共用第4会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部会長及び部会長代理の選出</li> <li>2 島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規定の改正について</li> <li>3 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について</li> <li>4 関係労働者及び関係使用者の意見聴取について</li> <li>5 最低賃金に関する基礎調査結果について</li> <li>6 金額審議</li> </ol>		
議 事 要 旨			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部会長及び部会長代理が選出された。</li> <li>2 部会長が、本日の会議は議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。</li> <li>3 賃金室長が、運営規定についてコロナ禍によるテレビ会議等を可能とする改正及び議事録、議事要旨の署名廃止にかかる改正案について説明し、議決された。</li> <li>4 賃金室長が、最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用については、第420回本審(7月6日開催)において決定されている旨を説明した。</li> <li>5 関係労働者及び関係使用者の意見聴取について審議され、今のところ意見聴取は行わないこととするが、必要があればその時に改めて諮ることとした。</li> <li>6 指導官が、最低賃金に関する基礎調査結果について、配付資料に基づき説明した。</li> <li>7 島根県最低賃金の方向性等の基本的な考え方について、労使双方の委員から意見が出され、労働者側委員からは38円引き上げの金額が提示された。一方、使用者側委員からは引き上げは行わず、据え置くとの意見が出された。</li> <li>8 審議方法を検討した結果、双方の提示金額に大きな開きがあることから、本日は、双方一旦持ち帰り検討し、次回の審議で議論を進めることとなった。</li> <li>9 部会長から、次回の専門部会を令和3年8月5日木曜日、午後1時半から専用大会議室で開催することが伝えられた。</li> </ol>			

- 10 部会長から、専門部会は率直な意見の交換及び意志決定の中立性が担保される必要があることから非公開とし、議事録を非公開、議事要旨のみを公開する旨説明し、本日の会議を閉会とした。